

森林（立木）を
伐採するときには
届け出が必要です

市町村森林整備計画の対象となっている森林（小野町全域）の立木を伐採するときは、面積にかかわらず、90日前から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村に提出することが義務付けられています。

また伐採した森林において1ヘクタールを超えた開発（土や石を掘り起こしたり、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発行為）をする場合、林地開発許可制度に基づき、知事の許可が必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。

☎農林振興課

☎72-6935

☎農中農林事務所

森林土木課

☎024-935-1373

国民年金 コーナー

こんなときには、
こんな手続きを

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来受けられる年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。

届け出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市町村や勤務先などで確認の上、14日以内に忘れずに手続きをしてください。

☎郡山年金事務所

☎024・932・3434

☎町民生活課 ☎72・6933

国民年金に加入している方

こんなとき	届出先	必要なもの	
20歳になったとき (※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	市町村	印鑑	
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印鑑	
厚生年金・共済組合をやめたとき	市町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印鑑	
配偶者（第2号被保険者）に扶養されなくなったとき (※離別や死別したとき、収入が増えたとき)	市町村	年金手帳、扶養から外れた年月日が分かる書類、印鑑	
住所、氏名が変わったとき	第1号被保険者	市町村	年金手帳、印鑑
	第2号、第3号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
年金手帳がなくなってしまったとき	市町村 勤務先 年金事務所	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書、印鑑（※本人以外の方が届ける場合は委任状）	

年金を受けている方

こんなとき	提出書類
誕生月が来たとき	年金受給権現況届など（※）
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届
年金の受取先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

※住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行える場合は、現況届の提出は必要ありません。